

情報・システム研究機構国立極地研究所受託試験取扱要領

〔平成22年3月26日〕
所 長 裁 定
最終改正 平成29年3月27日

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所(以下「研究所」という。)において、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構受託研究規則第17条の規定に基づき、定型的な分析、測定、検査等の受託試験(以下「受託試験」という。)を行う場合の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(受入条件)

第2条 受託試験の受入れにあたっては、研究所の研究に支障がなく、かつ、所外の学術研究機関、地域社会の要請に応える又は健全なる企業活動に資すると認められる場合に受け入れるものとする。

(申込方法)

第3条 受託試験を委託する者(以下「委託者」という。)は、受託試験依頼書(別紙様式第1号)を所長に提出するものとする。

(受入れの決定及び通知)

第4条 所長は、受託試験の受入れについて、可否を決定し、委託者に通知するものとする。

(料金)

第5条 受託試験の料金(以下「受託試験費」という。)は、別表のとおりとする。

2 受託試験費は、原則として、前納とする。ただし、研究所が認めた場合は、受託試験の開始後に受託試験費を納付することができる。

3 受託試験費にかかる間接経費は、原則として直接経費の30パーセントに相当する額とする。

(試験実施責任者)

第6条 受託試験を実施する場合は、当該受託試験を実施するセンター又は研究グループに、当該受託試験の実施を指揮するものとして、試験実施責任者を置くものとする。

2 試験実施責任者は、当該受託試験を実施するセンター長又はグループ長(以下「所属長」という。)が指名する職員をもって充てる。

(中止等)

第7条 試験実施責任者及び委託者は、天災その他受託試験実施上やむを得ない事由があるときは、双方協議のうえ、受託試験の中止又は期間の延長を所属長に申し出るものとする。

2 所長は、前項の申出について、やむを得ない事由があると認めた場合は、当該受託試験の中止又は期間の延長を承認するものとする。

3 受託試験を中止又は期間を延長した場合において、原則として、納付された受託試験費は委託者に返還しない。

4 研究所は、次の各号に掲げる事項について、委託者の受ける損害に対してその責を負わない。

(1) やむを得ない事由によって試験等を中止したため損害が生じたとき。

(2) 受託試験を行うために提出された材料等(以下「材料等」という。)に損害が生じたとき。

5 受託試験の実施上本研究所が必要と認めたときは、材料等の再提出を求めることができる。

6 材料等の搬入及び搬出は、すべて委託者が行うものとする。

(完了報告)

第8条 試験実施責任者は、当該受託試験が完了したときは、受託試験結果報告書（別紙様式第2号）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の報告書を受け取ったときは、これにより、報告書を委託者に提出するものとする。

(秘密の保持等)

第9条 研究所及び委託者は、受託試験の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産等を相手方との書面による同意なしに開示及び漏洩してはならない。

2 前項の規定に関わらず、委託者は、受託試験結果及び当該受託試験より得られたデータについては、公表することができる。ただし、研究所の名称又は研究所を特定できる表現を含む場合は、所長の許可を得なければならない。

(受託研究取扱規則の準用)

第10条 この要領に定めるもののほか、受託試験の取扱いに関し必要な事項は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構受託研究規則を準用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。